

第50号議案

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年12月25日下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記

区民住宅の明渡し等を請求する民事訴訟の提起について

次のとおり、訴えを提起した。

1 事 件 名

東京地方裁判所令和■年（■）第■■■■号

建物明渡等請求事件

原 告 品川区

被 告 ■■■■
■■■■

2 訴訟の目的の価額

金729万7,527円

3 事件の概要

(1) 被告■■■■（以下「被告■■■■」という。）は、品川区立区民住宅条例に

基づき、区民住宅ファミリーユ西五反田東館（以下「本件建物」という。）の使用許可（以下「本件使用許可」という。）を受け、本件建物に居住する者であるが、使用料等を長期にわたり滞納している。

(2) 被告■■■■（以下「被告■」という。）は、本件使用許可に係る全ての債務について、192万7,200円を限度として、品川区に対し、連帯保証を約諾した者である。

(3) 品川区は、被告らに対し、郵送により督促を行うとともに、再三にわたり電話、訪問等による納付の催促を行ったが、被告らはこれに応じなかった。

(4) このことから品川区は、被告らに対し、令和7年11月11日付最終催告書により、同年10月分までの未払使用料等について支払の催告を行ったが、被告らに納付の意思が見られなかったため、被告■■■■に対し、同年12月10日付の書面にて、同年11月25日をもって本件使用許可を取り消した旨ならびに本件建物の明渡しおよび未払使用料等の支払を求め旨の通知をし、同通知は同年12月24日に被告■■■■に到達した。

(5) 被告■■■■はこの請求にも応じなかったため、品川区は被告■■■■に対し、本件建物の明渡しならびに令和7年12月24日までの未払使用料等の合計82万8,400円（以下「滞納金」という。）および同月25日から明渡し済みに至るまでの使用料等に相当する損害金（以下「損害金」という。）の支払を求め、併せて、被告■に対し、192万7,200円を限度とする滞納金および損害金の支払いを求め、本件訴えを提起した。

(説明) 区民住宅の明渡し等を請求する民事訴訟の提起について、議会を招

集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、これを報告し、承認を求める。